

### 出席停止のお知らせ

お子様の病気が、学校保健安全法施行規則第十九条の規定により、「出席停止」に該当いたしますので、ご家庭において医師と相談の上適切な処置をとられますようお願いいたします。つきましては、登校については医師の指示に従って下さい。

なお、登校時に下記「登校届」をご家庭でご記入いただき、担任までご提出下さい。

(※ なお、医師の診断書や証明書は必要ありません。)

[ 学校感染症と出席停止の期間の基準 ] 下線の部分は平成 24 年 4 月 1 日に改正されています。

- 新型コロナウイルス感染症 (R5.5.8～追加) . . . . . 発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで
- インフルエンザ . . . . . 発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日を経過するまで
- 百日咳 . . . . . 特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
- 麻疹（はしか） . . . . . 解熱した後三日を経過するまで
- 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） . . . . . 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が  
発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
- 風疹（三日ばしか） . . . . . 発疹が消失するまで
- 水痘（水ぼうそう） . . . . . すべての発疹が痂皮化するまで
- 咽頭結膜熱（プール熱） . . . . . 主要症状が消退した後  
二日を経過するまで
- 結核・髄膜炎菌性髄膜炎 . . . . . 症状により学校医その他の医師に  
おいて感染のおそれがないと認めるまで
- その他の感染症 ( ) . . . . . 症状により学校医その他の医師に  
おいて感染のおそれがないと認めるまで

キリトリセン

### 登校届

年 組 氏名

上記の者 \_\_\_\_\_ のため、 \_\_\_\_\_ 月 日 から \_\_\_\_\_ 月 日まで休養しました。

( ) 医師から登校してもよいと言われましたので登校させます。

令和 年 月 日

保護者氏名

印

インフルエンザに感染された場合は、「出席停止」となります。これは、学校での集団発生を防ぐとともに、本人の健康の回復を図るためです。（出席停止になった場合は、欠席扱いにはなりません。）

また、以前から学校だより等でお知らせしていますように、インフルエンザの出席停止期間が、「発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日を経過するまで」となっています。再度、下記の表で確認して頂き、ご家庭でゆっくり療養されますようお願いいたします。

### インフルエンザの出席停止の期間について（平成 24 年 4 月 1 日改正）

#### （1）例1 発症後、2日目に解熱した場合

熱が下がっていても、5日目（発症した日は入れない）までは登校できません。6日から登校可能となります。



#### （2）例2 発症後、4日目に解熱した場合

解熱後、2日（解熱した日を入れない）を経過しなければ、登校できません。7日目からの登校となります。

